

群馬県域移動性(モビリティ)・安全性向上検討委員会規約

(設置)

第1条 群馬県内の移動性の向上と、安全性の向上を検討する委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所が設置する。

(目的)

第2条 委員会は、公正・中立な立場から、協働をモットーとして実施する移動性向上方策と安全性向上方策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、「経営としての適切さ」を様々な立場で議論する場と位置づけ、群馬県内の道路行政運営に反映する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- (1) 行政の提示する移動性向上方策、安全性向上方策についての検討、評価
- (2) 必要に応じ、パブリックコメントなどを活用して県民の意見を把握
- (3) その他必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、有識者、行政委員をもって構成し、委員の構成は別紙の通りとする。
2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(第三者性)

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、活動の始動期とする。尚、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。

(委員長)

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。
2 委員長が職務を遂行出来ない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。
3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

- 2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第10条 委員会は原則として公開にて開催するものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課、同 道路管理第二課、群馬県県土整備部都市計画課、同 道路管理課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成17年11月14日から施行する。
この規約は、平成20年 9月16日から施行する。(第11条・別表改正)
この規約は、平成22年10月12日から施行する。(第11条・別表改正)
この規約は、平成22年12月10日から施行する。(別表改正)
この規約は、平成24年 6月29日から施行する。(別表改正)
この規約は、平成25年 1月10日から施行する。(別表改正)
この規約は、平成25年 6月19日から施行する。(別表改正)
この規約は、平成26年 9月 8日から施行する。(別表改正)
この規約は、平成27年10月28日から施行する。(別表改正)
この規約は、平成28年 8月 2日から施行する。(別表改正)
この規約は、平成29年 7月26日から施行する。(別表改正)
この規約は、平成30年 8月 2日から施行する。(別表改正)
この規約は、令和 元年 7月30日から施行する。(別表改正)
この規約は、令和 2年 9月11日から施行する。(別表改正)
この規約は、令和 3年 3月19日から施行する。(別表改正)
この規約は、令和 4年 3月17日から施行する。(別表改正)
この規約は、令和 4年 9月 1日から施行する。(別表改正)
この規約は、令和 5年 9月 8日から施行する。(第11条・別表改正)

群馬県域移動性（モビリティ）・安全性向上検討委員会 名 簿

委員長 前橋工科大学 教授

委 員 （一社）群馬県商工会議所連合会 専務理事

委 員 （一社）日本自動車連盟 群馬支部事務所長

委 員 （株）上毛新聞社 編集局長

委 員 群馬テレビ（株） 取締役報道局長

委 員 （一社）群馬県トラック協会 会長

委 員 （公財）群馬県観光物産国際協会 専務理事

委 員 群馬県警察本部交通部 交通規制課長

委 員 群馬県県土整備部 道路整備課長

委 員 群馬県県土整備部 道路管理課長

委 員 群馬県県土整備部 都市計画課道路交通計画室長

委 員 東日本高速道路（株）関東支社 高崎管理事務所長

委 員 国土交通省関東運輸局 群馬運輸支局長

委 員 国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所長

オブザーバー 国土交通省関東地方整備局道路部

（事務局）

国土交通省高崎河川国道事務所計画課（移動性向上）、道路管理第二課（安全性向上）
群馬県県土整備部都市計画課（移動性向上）、道路管理課（安全性向上）